

文書管理システム管理運用連絡調整会議設置要綱

平成15年3月27日

14川総行情第202号

(目的及び設置)

第1条 文書管理システムの円滑かつ効率的な管理・運用体制の確立及び庁内各任命間の調整を図るため、文書管理システム管理運用連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議)

第2条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる課の文書管理システムの管理・運用にかかわる事務を担当する係長級職員をもって充てる。

(1) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課

(2) 総務企画局デジタル化施策推進室

(3) 交通局企画管理部庶務課

(4) 病院局総務部庶務課

(5) 消防局総務部庶務課

(6) 教育委員会事務局総務部庶務課

(7) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課

(8) 監査事務局行政監査課

(9) 人事委員会事務局調査課

(10) 議会局総務部庶務課

4 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

5 委員長は、会議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その

意見及び説明を聴くことができる。

(会議の協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 文書管理システムに係る課題の検討及び結果の報告に関すること。
- (2) 文書管理システムの運用スケジュールの調整に関すること。
- (3) その他文書管理システムの運用に関すること。

2 委員は会議の内容を、関係各課に指示・周知するとともに、関係各課からの意見等を集約し会議に報告するものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課において処理する。

(その他必要な事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。